



2026年2月5日
株式会社京樽

食中毒事故発生に伴う営業停止処分の解除のお知らせ

このたび、当社が運営する「京樽・スシロー 西荻窪店」(東京都杉並区)の京樽商品において、ノロウイルスを原因とする食中毒を発症されたお客さまとご家族の方々には、多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

2026年2月2日に東京都杉並区杉並保健所から3日間の営業停止の行政処分を受けた当該店舗につきましては、衛生管理の再強化、全従業員の再教育等を実施し、営業体制を万全の状態に整備したうえで、本日、営業を再開させていただきます。なお、お客さまからの体調不良のお申し出には、今後も誠心誠意対応させていただきます。

記

1. 営業再開日

- ・2026年2月5日(木) 10時00分

2. 行政処分の内容について

- ・処分店舗：京樽・スシロー 西荻窪店 (住所: 東京都杉並区西荻南3丁目24番1号)
- ・所轄保健所: 東京都杉並区杉並保健所
- ・処分年月日: 2026年2月2日
- ・処分の理由: 食品衛生法第6条第3号に違反したため
- ・処分の内容: 2026年2月2日(月)から2月4日(水)までの3日間の営業停止
- ・病因物質: ノロウイルス

3. 食中毒事故の内容について

2026年1月2日及び3日に当該店舗にて調理・販売した京樽商品をご購入された5グループ11名が下痢、腹痛、おう吐、発熱等の症状を発症していることが確認されました。所轄保健所の調査の結果、お客さま3名および従業員2名からノロウイルスが検出され、当該店舗を原因とする食中毒であると判断されました。この事態を受け、2月2日付で所轄保健所より当該店舗に対して営業停止の処分を受けました。

4. 処分解除までの取り組みと今後の対策について

当社は、日ごろから店舗従業員に対する教育のほか、衛生検査の実施、各種マニュアルの改訂など、衛生管理の徹底に努めてまいりましたが、このような事故の発生に至りました。保健所のご指導のもとに、保管されている食材については感染の可能性のあるものは全てを廃棄処分としたうえで、調理場内設備及び使用器具、トイレや更衣室などの共用スペースの清掃、消毒を徹底的に行いました。また、当該店舗の全従業員向けの衛生教育を改めて行い、食品衛生知識と意識を高める活動を行いました。

当社は今回の事態を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、今後の再発防止に向けまして、より一層衛生管理と社内教育の徹底を図り、食の安全の確保に万全を期していく所存です。

本件に関するお問合せ先

(報道関係の方はこちら)

株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES 広報室広報課

電話：06-6368-1063 (土日祝除く平日 10～17 時)

メール： press@food-and-life.co.jp

(お客さまはこちら)

株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES カスタマーサポート課

電話：0120-540-340 (土日祝除く平日 10～17 時)

メール： cs@food-and-life.co.jp